

令和 6 年 8 月

(第 1 回)

京 都 府 教 育 委 員 会 会 議 録

1	開 会	令和 6 年 8 月 27 日	午後 2 時
	閉 会	令和 6 年 8 月 27 日	午後 3 時 16 分

2 出席委員等

前 川 教 育 長 小 畑 委 員 千 委 員

安 岡 委 員 藤 本 委 員 鈴 鹿 委 員

3 欠席委員

なし

4 出席事務局職員

大 路 教 育 次 長

村 山 教 育 監

仲 井 管 理 部 長

相 馬 指 導 部 長

高 橋 管 理 部 理 事

橋 長 高 校 改 革 推 進 室 長

中 村 学 校 教 育 課 長

廣 田 特 別 支 援 教 育 課 長

山 本 総 合 教 育 セ ン タ ー 所 長

瀬 津 総 務 企 画 課 課 長 補 佐 兼 係 長

中 村 総 務 企 画 課 主 事

5 議事の概要

(1) 開会

教育長が開会を宣言

(2) 前会議録の承認

7月分の会議録について、全出席委員異議なく、これを承認した。

(3) 報告事項

ア 令和6年度全国学力・学習状況調査の結果の概要について

【中村学校教育課長の報告】

○ 令和6年度全国学力・学習状況調査は、令和6年4月18日、小学校第6学年と中学校第3学年を対象学年として実施した。教科に関する調査と質問調査で実施され、質問調査については、児童生徒に対する調査と学校に対する調査となっている。

今年度の特徴としては、1の(3)のイの注に記載のとおり、質問調査については、基本的に全ての児童生徒を対象にオンライン方式によりタブレットで実施した。

教科に関する調査の結果については、2の平均正答率の状況に記載のとおりであり、今回から京都府の状況について、京都市を含む正答率と京都市を除く正答率を表に記している。

結果の概要については、3に記載のとおり。

続いて、教科に関する調査結果の概要について、資料2頁から5頁までを御覧いただきたい。

こちらについては、京都市を除いての分析である。

まず、全体のまとめとして、資料2頁の上段に太字で記しているとおり、全国と比較して、下位のD層の割合が少ない傾向にあるが、小学校算数以外においては、最上位のA層の割合も少ないという状況である。

また、各教科の中の領域や観点によっては、全国平均を下回っている問題もあるが、全体として見れば、全国の傾向と大きな違いはない。

続いて、それぞれの教科の結果について、簡単に説明する。

まず、資料2頁の(1)の小学校国語は、特に書くことの領域に課題が見られた。具体的には、目的や意図に応じて事実と感想、意見を区別して書くこと、また、自分の考えが伝わるよう書き表し方を工夫するところに課題が見られ、結果を踏まえての指導改善が必要と考えている。

その下の(1)に小学校国語の具体的な問題を記載している。

資料3頁の(2)は小学校算数の結果を載せており、変化と関係の領域に課題が見られた。

資料3頁(3)においては、中学校国語で読むことの領域に課題が見られた。文章と図表がある場合、図と文章の関係を意識した指導が日常的に必要なと考えている。

資料5頁の(4)、中学校数学では数量と数量の関係を捉えて説明する場面に

において、その解釈を数学的に表現することに課題が見られた。

式の表し方を単に暗記するというのではなく、数量とその関係について、関連付けて理解することが重要と考えている。

以上の課題が見られるものについては、今後、指導改善のポイントとして、しっかり伝え、生かしていきたいと考えている。

次は、質問調査結果の概要について説明する。

資料6頁以降を御覧いただきたい。「国語の勉強は好きですか」、「大切だと思いますか」という調査では「好き」という割合は全国平均に比べて少ないが、「大切」と思う割合は全国同様であり、大切さは分かっているが、好きでないという状況が見られる。

資料7頁の「算数・数学の勉強は好きですか」「算数・数学の授業で学習したことは、将来、社会に出たときに役に立つと思いますか」という調査も国語同様の結果となっている。

資料8頁の上段は、I C T機器を授業でどの程度使用したかの問いであるが、こちらは小中学校ともに全国平均よりも肯定的回答が高い傾向にあり、I C T機器の活用は進んでいると思われる。

一方、下段では、I C T機器を使って、自分のペースで理解しながら学習を進めることができたかという一歩進んだ使い方の問いであるが、こちらでは小学校が若干少ない状況が見られ、様々な指導場面でI C T機器を活かすことを進めていく必要があると考えている。

単に使うということから、効果的な指導への活用ということが課題と考えている。

資料9頁の上段は、「自分には良いところがあると思いますか」という問いであるが、全国と同様の数字であるものの、若干数ポイントが低いところもある。同頁の下段は、いじめに関する問いであるが、結果を踏まえ、いじめはどんなことがあってもいけないという指導を引き続き行っていく必要があると考えている。

資料10頁上段は、学校に対し、授業研究や事例研究等、実践的な研修を行っているかの問いである。小学校は全国同様の傾向であるが、中学校は実践的研修を行っているという回答が全国と比べて少なく、引き続き課題である。

10頁の下段は、I C T活用の頻度を学校に問うており、児童生徒への質問と同様に全国よりも肯定的回答が高い状況である。

11頁の上段は、初めて追加された問いである。子どもたちが自立的に学ぶことができる授業ができているかという問いであるが、小中学校ともに、特に中学校は、この割合が全国よりも低い状況であり、課題があると思っている。

11頁の下段の就学援助を受けている児童生徒の割合については、京都府は、昨年度と同様に全国よりも高いという状況である。

一方で、こういった中でもD層を低く抑えられているというところは、学校における指導の成果であると思っている。

12頁以降では、教育局別の状況であり、教育局ごとに差があるという状況である。子どもたちの状況が違うため、この結果だけで比較することはよろしくないが、子どもの状況の違いを捉え、自分たちの指導の改善に生かしていきたいと考えている。

【質疑応答】

○ 小畑委員

「国語の勉強は好きですか」「算数（数学）の勉強は好きですか」という質問調査において、京都府の割合は全国平均よりも低いですが、改善している方向にあるのか。

○ 中村学校教育課長

長年課題ではあるが、年々数字としては改善傾向にあると見ている。

○ 小畑委員

全国平均と差が段々と縮まっているということか。

○ 中村学校教育課長

そのとおりである。

○ 小畑委員

グローバルに見たとき、京都府は全国平均と同じであるということで満足していいのかという見方もできる。

○ 中村学校教育課長

OECDの国際学力調査のPISAでは、日本はトップレベルの学力を維持している状況である。

○ 小畑委員

いじめの質問調査において、全国・京都府ともに約3%の児童生徒が「いじめは特にいけないこととっていない」と回答している状況があり、このように考える児童生徒が3%もおれば、いじめは絶対なくなる。

質問と回答の解釈に問題があるかもしれないが、この数字は課題に見える。

○ 中村学校教育課長

そのとおりであり、どんな理由があっても許されないことであり、全国平均と比べるのではなくゼロを目指すということで引き続き徹底したいと思っている。

○ 藤本委員

就学援助を受けている児童生徒の割合が、京都府は全国平均よりも高いことは驚いたが、学力調査における下位層の割合が全国値よりも低いのは、きめ細やかな個別指導等が行き届いているという見取ができ、現場の努力は素晴らしいものがあると思った。

その反面、学力調査で正解を出すことはもちろん大事なことであるが、学ぶことの楽しさや意欲、また、興味を持つということは、教育のもう一つの大事な側面ではないかと思う。

こういった状況を京都府として、どのように捉え、現場での改善の必要性を感じているか伺いたい。

また、ICT機器の活用について、小中学校ともに全国平均よりも肯定的な回答が高く、京都府はICT機器の活用が進んでおり素晴らしいことと思う一方、ICTの弊害は気になる。

○ 中村学校教育課長

算数（数学）は、国語と比べ、中学校になれば、抽象性が高くなったり、専門特化していくので、それぞれの細かい領域の問題がどのように社会で役に立つのかということが実感しにくい面は、全国的にも教科の特性としてあると思う。

こうした状況ではあるが、そこで学んだことを他の教科あるいは総合的な学習の時間等で生かしたり、実際に生かす場面を作るということも大事であり、そういったところをいかに意識させるかということが大事だと思っている。この点については、改めて伝えていきたい。

I C Tの件については、子どもたちは学校外で既にS N Sやゲームやデジタルにある意味飲まれえている状況があり、子どもたちにどうやってI C Tに上手く向き合っていくのか、上手く使いこなしていくのかという力を付けさせていくことが、この時代には必要と思う。だからこそ、学校では子どもたちに完全自由放任に使わせるのではなく、教員がその危険性や使い方を教えながら、I C Tの使い方、触れさせ方を考える必要がある。

○ 鈴鹿委員

11頁の質問調査は将来的に大事なことであり、就職する場合においても、高校や大学に進学する場合においても、大事な部分だと思う。

結果を見れば、小学校の方が高い割合で、中学校ではその半分以下である。全校平均と比べても中学生になったときの落ち込みが大きく、どのような対策を考えられているのか教えていただきたい。

○ 中村学校教育課長

教科によっても様々であるが、例えば、教員が一律の課題を提起するのではなく、それぞれにテーマを設定させるというようなもの、教科の見方、考え方にも影響し、様々な教科で取り入れられている。

自分で決めたことは、子どもたちも生き生きと楽しく学ぶことができ、意欲を持つので、主体的な学びの要素も各教科に取り入れたいと思っている。

○ 安岡委員

資料8頁上段、10頁下段でI C T活用の頻度は全国よりも肯定的回答が高い状況である一方で、11頁下段は全国平均にやや劣っている状況が見られる。

児童生徒がI C Tに付いて行けていないのか。

○ 中村学校教育課長

どう捉えるか難しいが、子どもたちがある程度決められた時間の中で、自分なり使うという使い方には至っていないのかと思う。

○ 前川教育長

タブレットについては、京都府は教職員向けの研修を全国に先駆けて実施してきたため、授業で使うことについては全校よりも高いが、それをいかに個別最適な学習や探求的学習に使っていくかということ、正直まだ課題がある。今回の結果から真摯に受け止めたいと思っている。

いずれにしても、全校より少し状況が良いとはいえ、課題は多くあり、しっかりと取り組んでいきたい。

イ 令和5年度京都府教育委員会内部統制に係る評価について

【高橋管理部理事の報告】

- 令和5年度京都府教育委員会内部統制評価報告書の概要について報告する。
まず、内部統制制度について説明する。

内部統制とは、令和2年4月1日に地方自治法の一部が改正され、地方公共団体における財務事務等の執行体制の強化を図るために制度が導入されたもの

であり、具体的には、日々の行政事務における支払遅延や契約内容の不備等の様々なリスクが起こる可能性を組織として未然に防げるよう、「あらかじめ明確なルールや手続きを設ける」「組織内全ての人が、そのルールに基づいて業務を遂行する」「ルールが機能しているか毎年度評価する」というプロセスや仕組みを整備しようとすることでリスクを軽減するものである。

続いて、同報告書の概要を説明する。

資料は1頁から2頁を御覧いただきたい。

評価対象については、令和5年度における府教育委員会内の82所属の財務に関する事務である。

評価項目及び評価の視点については、国が定めるガイドライン並びに京都府教育委員会内部統制基本方針に基づく内部統制の評価に関する基本的な考え方及び評価項目に対応する規定等が整備されているか、という全庁的な内部統制の視点と、リスク評価シートによる具体的なリスク項目及び対応策が設定されているか、という業務レベルの内部統制の視点から有効性が評価されている。

次に評価結果について報告する。

まず、全庁的な内部統制の評価結果については、内部統制の6つの基本要素である「統制環境」「リスクの評価と対応」等の各分野について、それぞれ適切な取組がなされているため、全庁的な内部統制は有効であると判断した。

業務レベルの内部統制の評価結果については、各リスクに応じた適切な対応策が設定されているとともに、一部生じた不適切な事務処理については、適正な処理への是正が行われ、再発防止に向けて適切に対応されており、整備上の不備は認められなかった。

続いて、その是正措置を講じた事務処理について説明する。

資料は2頁の中段を御覧いただきたい。

発生件数を載せているが、令和4年度は70件で、令和5年度は60件となっており、発生数としては減少している。

特徴として、両年度とも多い事例は、収入と支出に関するものであり、収入に関することでは、どのようなものでいくらの収入があるか調定という事務を行うが、その段階で二重に調定したり、少なく調定したという事例が発生している。

支出に関することでは、教職員に手当を支給する場合、例えば、通勤手当において、公共交通機関の運賃が変更された場合に手当の支給見直しが十分に整っていなかったなどであり、収入や支出での発生件数が多くなっている。

そのほか、漢字表記上、同姓同名の生徒がいる学校において、システムで誤った選択を行ったことにより、支払うべき人物とは別の人物に給付金を支給したという事例があった。

この件については、発生後すぐの返納処理対応で是正したが、その後は、生徒氏名以外の情報を確認することや複数人でのチェック体制により、再発防止を徹底することとした。

いずれの事案も各所属における内部統制の取組推進を通して、評価期間内に適正な状態に是正され、基準日の年度末までには不備が解消されており、業務レベルの内部統制としては概ね有効に運用されていると判断した。

【質疑応答】

○ 小畑委員

是正措置を講じた不適切な事務処理の発生件数が多い。今後は、絶対数を減らすように徹底的に対策を打っていく必要があるのではないか。

○ 高橋管理部理事

減少するようにしっかりと検討してまいりたい。

(4) 議決事項（ア～エを一括）

ア 第21号議案 令和7年度京都府立特別支援学校幼稚部・高等部等第1学年生徒等募集定員について

【廣田特別支援教育課長の説明】

○ 令和7年度京都府立特別支援学校幼稚部・高等部等第1学年生徒等募集定員について説明する。資料は裏面を御覧いただきたい。

学校、学科等は、14校、27の部及び科又は学科としており、前年度から変更はない。

募集定員については、令和6年度までの高等部第1学年入学者の推移と令和7年3月の特別支援学校中学部及び中学校特別支援学級卒業予定者数等に基づいて定めており、前年度と同様の定員としている。

また、入学者選考にあたっては、学力等の検査や面接等による総合的な選考試験を行い、入学者を決定する。

なお、盲学校、聾学校の幼稚部と他の学校の高等部普通科においては、選考試験の結果を考慮しつつ、進路保障の観点から必要と認められるときは、募集定員を超える場合においても、柔軟に入学者を決定する対応を行っている。

イ 第22号議案 令和7年度京都府立中学校第1学年生徒募集定員について

ウ 第23号議案 令和7年度京都府立高等学校第1学年生徒募集定員について

エ 第24号議案 通学区域の調整について

【橋長高校改革推進室長の説明】

○ 第22号から第24号議案について、まとめて説明する。

まず、第22号議案の令和7年度京都府立中学校第1学年生徒募集定員について説明する。

資料は2枚目を御覧いただきたい。

募集定員については、前年度と変更はなく、洛北高等学校附属中学校80人、南陽高等学校附属中学校40人、園部高等学校附属中学校40人、福知山高等学校附属中学校40人の募集定員としている。

○ 続いて、第23号議案の令和7年度京都府立高等学校第1学年生徒募集定員について説明する。

資料は、「令和7年度京都府公立高等学校募集定員（案）について」と題した1枚ものの資料を御覧いただきたい。

令和7年3月の中学校卒業見込生徒数は、公立中学校で18,459人と前年に比べて442人減少している。

参考として、国立・私立中学校についても記載しているが、こちらは3,135人と昨年に比べて32人増加している。

募集定員については、公立中学校卒業生数の前年度比増減、中期的な推移、また、各地域の状況、前年度までの中学卒業生の進路実績、進路希望状況等を踏まえ、適正な定員策定に努めることとしている。

この基本的な考え方にに基づき、中学校卒業生徒数の推移や進路実績等を分析の上、3の公立高等学校募集定員の表に示しているとおり、募集定員を定めようとするものである。

今回の議案である府立高等学校の募集定員については、表の府立の欄にそれぞれ記載している。

全日制は、前年度から150人減の9,645人、定時制は、増減なしの640人、通信制は、増減なしの280人、合計10,565人としている。

洛北高校附属中学校ほか、各附属中学校からの内部進学者を除き、府立・京都市立合計で12,175人としている。

学校別の募集定員の変更点は、4の府立高等学校募集定員の変更点にまとめており、併せて、議案資料に詳細を載せており、こちらも合わせて御覧いただきたい。

まず、1の全日制の課程での変更点を説明する。

アの普通科において、京都市・乙訓通学圏で東稜高校、山城通学圏で東宇治高校、菟道高校をそれぞれ40人減としている。

エの農業に関する学科において、農芸高校の農業学科群を15人減の85人としている。

キの水産に関する学科において、海洋高校の海洋学科群を10人減の85人としている。

次に23－5頁の(2)の単位制による全日制の課程において、エの工業に関する学科で、宮津天橋高校（宮津学舎）の建築科を5人減の25人としている。

次は23－3頁を御覧いただきたい。

定員の増減ではないが、カの商業に関する学科において、京都すばる高校については、「起業創造科」「企画科」別で募集しているものを「商業学科群」として一括募集とした。

続いて、第24号議案の通学区域の調整について説明する。

一部の学科・専攻については、当該学科の特色や地域事情等を考慮し、当該学科等の通学区域以外の地域からも志願できるようにするものである。

前年度からの変更点として、京都市・乙訓通学圏から志願可能な東宇治高校普通科について、定員減に伴い、その人数も減とし、24人以内とした。

【質疑応答】

○ 小畑委員

第24号議案の通学区域の調整で、一部高等学校の普通科のスポーツ総合専攻等にあっては、当該高等学校の本来の通学区域以外からの入学者数の枠を決めたものか。

○ 橋長高校改革推進室長

そのとおりである。

- 小畑委員
全体の定員数が少なくなれば、この枠の人数も少なくなるのか。
- 橋長高校改革推進室
そうである。
- 小畑委員
このように入学者定員を少なくすれば、在校生も減っていくことになるが、その場合、教員数にも影響してくるのか。
- 橋長高校改革推進室
募集定員が減ることにより、必然的に当該学校の教員数も減っていくことがある。
- 小畑委員
教員数はそれぞれの学校の募集定員の増減等の状況を見て決まるということか。
- 前川教育長
1クラスあるいは40人減となれば、教員数は1人又は2人減ることになる。
例えば、300人から40人減って260人になる場合又は200人から40人減って160人になる場合は割合として減少幅が違うため、募集定員の減少人数がそのまま教員の減少人数とはならず、教員の減少数は1人の場合もあれば、2人の場合もある。
- 藤本委員
少子化の傾向は今後更に加速化し、募集定員もそれに見合っ減っていく中で、京都では今のところ、募集を停止する学校はないが、何年後かには募集停止等をしなければならない状況も出てくるかもしれない、こうした状況をどのように捉えているのか。
- 前川教育長
京都府においては、それぞれの地域によって子どもが減るスピードや規模が違い、学校をどうするか捉え方も地域によって違うが、本委員会で議決された府立高校の在り方ビジョンや魅力ある府立高校づくり推進基本計画に則って統廃合を考えていかざるを得ないと思っている。
- 鈴鹿委員
特別支援学校幼稚部及び高等部等の募集定員について確認したい。
盲学校、聾学校の幼稚部と他の学校の高等部普通科においては、選考試験の結果を考慮しつつ、進路保障の観点から必要と認められるときは、募集定員を超える場合においても、柔軟に入学者を決定する対応を行っているとの説明であったが、他の学校の普通科以外において、募集定員を超えるということはあるのか。
また、そうした場合、特別支援学校に入学できなかった人は、どういう進路を進むのか。
- 廣田特別支援教育課長
普通科以外では、盲学校の保健医療科や音楽科等のほか、城陽支援学校のビジネス総合科や八幡支援学校の福祉総合科といった職業学科があるが、こうした学科では基本的に募集定員に基づいて選考している。募集定員を超えることもあるが、職業学科が不合格となった場合であっても、入学者選考制度上、第二希望・第三希望を志願できる制度になっており、普通科で合格することは可

能な制度となっている。

〔原案どおり可決〕

オ 第25号議案 令和6年度教育委員会事務の点検・評価（令和5年度実績）について

【高橋管理部理事の説明】

○ 資料は、議案と記した資料と報告書本体の2種類を配付しているが、本日は議案と記した資料で説明する。

資料の25－1頁を御覧いただきたい。

上段に記載しているとおり、点検・評価については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条により、報告書の作成、議会への提出及び公表が義務付けられている。

本報告書については、教育委員からのこれまでの御意見を踏まえて作成している。

続いて、資料の25－2頁以降を御覧いただきたい。

報告書本体から、京都府教育委員会の総評のみを抜粋したものである。

この総評等について、『「次世代型学力・学習状況調査事業」と「学びのパスポート」等が同じものかどうかわかりにくく、「学びのパスポート」という表現が、最も認知度が高くわかりやすいのではないか。』『乳幼児期等の早い段階からの相談支援等を充実させることにより、保護者が子どもに適切な関わりができるよう支援する必要がある。』等の御意見も頂戴しており、下線で表記している箇所を新たに追記した。

そのほか、報告書本体の6～9頁には、第2期教育振興プランの柱の部分をまとめているが、特に「教育環境日本一プロジェクト」については、現在の取組状況を分かりやすく記載するとともに、教育振興プラン策定時点の計画内容と比較できるように工夫した記載方法に変更しており、また、「集計中」としていた「主な目標指標」の実績数値についても、一部修正している。

最後に今後のスケジュールであるが、資料25－1頁に記載のとおり、9月12日の京都府議会9月定例会開会日に報告書を全議員に配付するとともに、京都府教育委員会のホームページにおいて公表することとしている。

【質疑応答】

○ なし

〔原案どおり可決〕

カ 第26号議案 京都府教育委員会参与の委嘱について

【高橋管理部理事の説明】

○ 現在、郷土資料館における文化資源の活用や展示等の取組促進を目的とし、佐々木丞平氏を京都府教育委員会参与として委嘱しているところであるが、現在の任期が令和6年9月7日で満了する。

引き続き、佐々木氏に京都府教育委員会参与として文化財・文化政策全般について助言いただくため、新たに委嘱を行おうとするものである。

【質疑応答】

○ なし

〔原案どおり可決〕

キ 第27号議案 教職員の懲戒処分について【非公開】

(5) その他

ア 公開しないこととする議決について

(京都府教育委員会委員会会議規則第15条第1項第1号)

議決事項キについて、全出席委員異議なく、公開しないこととすることを議決

(6) 閉会

教育長が閉会を宣告